

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期について

平成24年4月9日
構造改革特別区域推進本部長

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところであり、当該評価の実施時期については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（以下、「評価・調査委員会」という。）において取りまとめられた意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部長が評価の実施時期を決定しているところである。

この度、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

○初めて評価時期を決定するもの

番号	特例事業名	評価時期
1012	地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業	平成25年度

○改めて評価時期を決定するもの

番号	特例事業名	評価時期
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（3歳未満児に関する事項）	平成24年度

○評価を継続している特例措置について評価時期を決定するもの

番号	特例事業名	評価時期
816	学校設置会社による学校設置事業	平成24年度の早期